

児童手当

4月1日から

2人目の子供にも支給されます

児童手当は、南国市内に居住している人で次の要件に当てはまると支給されます。

■受給資格者

昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。

または、昭和五十三三年四月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を三人以上養育していること。

前年の収入が一定の額以上の方

は、児童手当は受けられません。

なお、特例給付として、所得が一定範囲内で厚生年金に加入している方に限り、該当になる場合があります。

■支給額

二人目の子供は月額二千五百円。三人目以降の子供は一人につき月額五千円が支給されます。

該当する方は（国民年金に加入している方は国民年金手帳と印鑑を持って）市民課給付係まで申請

市内の婦人の皆さん、婦人防火クラブを結成しませんか。

火災の多発する季節となりました。

昨年、市内で三十三件の火災が発生、一億四千八百九十二万円の被害が出て、件数、損害額とも過去十年間で最高となりました。

幸い焼死した人はいませんが、五人がやけどなどのけがをしました。

消防署では、家庭で発生する火災を防ごうと、地区の消防分団長さんに協力をお願いして、婦人防火クラブを結成することになりました。

婦人会の皆さん、防火クラブ員

してください。

■受付期間

昭和六十二年三月一日から三月三十一日まで。

申請月の翌月から支給します。

なお、公務員の方は、請求手続きを勤務先に行うことになります。

※詳しいことは市民課給付係（☎2111内線132）までお問い合わせください。



になって家庭や地区から火災を出さないように、火災予防知識の習得や消火器の使用方法の勉強などを通じて、隣近所の協力体制と連帯意識を高め、安全で明るい家庭を築きましょう。

南国消防署警防係（☎3511）まで連絡してください。お話しに伺います。

～ 固定資産 ～ 課税台帳の縦覧 (3月2日～20日)

●期間

3月2日(月)から20日(金)まで。

●場所

市役所税務課資産税係

●縦覧できる人

本人及び資産の所有者から縦覧の委任を受けた人。(いずれも身分を証するもの及び認印をお持ちください)

建設工事指名願

受付は

物品見積競争参加

3月25日まで

詳しいことは、それぞれの係でお尋ねください。

南国市役所（☎2111）

〒783 南国市大埔中2301

○企画財政課財政係(内線408)

○会計課(内線142)

○水道局 〒783 南国市大埔中1960の2（☎1234）

耳の日(3月3日)

無料検診と相談会

日本耳鼻咽喉科学会高知県地方部会の主催で、耳や「きこえ」についての無料検診と相談会を開きます。

年齢を問わず多数の方のご来場をお待ちしています。

日時・3月3日(火)、午前9時～午後2時

担当医・高知医科大学耳鼻咽喉科

協力・県立難聴幼児通園センター